

平成 12 年度都市税制改正に関する意見

平成 11 年 10 月
全 国 市 長 会

都市財政は、不況による税収減のほか、経済対策による相次ぐ減税によって税収が大幅に落ち込み、さらに数次にわたる景気対策の実施によって公債償還費が急増するなど、危機的ともいえるべき厳しい状況にある。

一方、都市自治体としては、介護保険の実施などの高齢者対策、ダイオキシン問題やリサイクル推進を含む廃棄物対策、中心市街地の活性化、災害に強い安全なまちづくりなど極めて多くの課題に直面している。

このような状況の中で、先般、いわゆる地方分権推進一括法が成立した。21世紀を目前にして、今後、分権型社会の実現がより強く求められるようになり、都市自治体の責務は一段と重大なものになると考えられる。

したがって、国、地方を通ずる今後の税制においては、都市自治体が市民生活の安心、安定の確保、個性豊かな活力ある地域社会の形成などにおいてその責務を十分に果たすことができるよう、必要な税源が安定的に確保されなければならない。

このような認識のもとに、平成 12 年度の税制改正にあたっては、下記事項について必要な措置を講ずるよう要請する。

記

1 税源移譲等による都市税源の充実強化について

分権型社会の進展に伴う都市自治体の役割の高まりを視野に入れつつ、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するため、所得税から個人住民税への、また、消費税から地方消費税への税源移譲等を含む抜本的な税制改正を進め、都市税源の充実強化を図ること。

2 個人住民税の充実確保について

- (1)市町村の基幹的税目である個人住民税は、これにより地域社会の費用を住民が広く応能・応益負担している税であり、安定性と伸長性を有する極めて重要な税源であることを踏まえてその充実を図ること。
- (2)利子・配当所得に対する課税のあり方については、税負担の公平を図る見地から、適切な見直しを行うこと。
- (3)個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する均等割など均等割の非課税措置を見直すこと。
- (4)生命保険料控除及び損害保険料控除については、その創設目的に鑑み廃止を含めた見直しを行うこと。

3 法人住民税の充実確保について

- (1)法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、市町村の配分割合を充実すること。なお、法人事業税への外形標準課税制度の導入にあたっては、導入する外形基準の内容に応じ、法人住民税等関連する税制の取扱いについても検討すること。
- (2)法人住民税均等割の税率を引き上げること。
- (3)日本銀行の国庫納付金は、課税所得の算定上損金に算入されることとされているため、国庫納付金の多寡によって法人関係税に大幅な変動を来たすことになっているが、このことについては基本的な見直しを行い、都市が安定した税収入を確保できるように措置すること。

4 固定資産税の安定的確保について

- (1)固定資産税については、都市の基幹的税目であることから、平成12年度評価替えにあたっては、適切な措置を講じつつ、厳しい都市財政の状況を踏まえその安定的確保を図ること。
- (2)土地評価の均衡化適正化を図り、適切な評価を行うため、地価公示地点の標準地点数をさらに拡充し、地点を継続するとともに、その設定にあたっては、市町村の意見を十分に反映させること。

また、都道府県地価調査における基準地点数についても拡充を図ること。

- (3)固定資産税に係る評価・課税制度については、納税者が理解しやすく、併せて税務事務の円滑化に資するようさらに配慮すること。

5 特別地方消費税廃止後の代替措置について

特別地方消費税については、平成11年度末で廃止されることとされているので、廃止に伴う代替措置を講ずること。

6 ゴルフ場利用税の充実強化について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在都市にとって貴重な財源であることから、関連する財政需要を考慮して同税の充実強化を図ること。

7 事業所税の充実について

事業所税については、都市環境の整備を推進するため、資産割の税率を引き上げるとともに、新增設分については、免税点の引下げなど見直しを行うこと。

8 軽自動車税の改善充実について

(1)軽自動車税の税率については、相当期間据え置かれていることから、各税率を引き上げること。

なお、自動車税との負担均衡を考慮すること。

(2)原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税方法、課税対象等課税のあり方について早急に実態に見合った見直しを行うこと。

9 市町村道路財源の充実強化について

市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比し依然として低い現状に鑑み、自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど市町村道路財源の充実強化を図ること。

10 定額課税の見直しについて

相当期間にわたって税率が据え置かれている次の定額課税については、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、見直しを行うこと。

(1)入湯税の標準税率を引き上げること。

(2)特別とん税の税率を引き上げること。

11 非課税措置等の整理合理化について

税負担の公平確保の見地から、地方税における非課税等特別措置については、より一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の非課税、課税標準の特例については、引き続き見直しを図ること。

また、国税における租税特別措置についても、引き続き見直しを行い、廃止又は縮減合理化措置を講じ、地方税源の確保を図ること。

12 政令指定都市及び中核市への税制上の措置について

政令指定都市においては、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられていることから、これらに見合う税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市についても、事務配分の特例等実態に即した税制上の特例措置を設けること。

13 航空機燃料譲与税の充実について

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が増大していることに鑑み、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

14 税制の簡素化及び税務事務の効率化について

都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものとしていくためには、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務執行の効率化を図ることが必要である。

こうした観点から、税制上必要な措置を講じるとともに、関係各省庁（国税庁、社会保険庁、法務局等）・都道府県・都市間の税務協力体制を充実すること。